

茨城県のラーケーションについて

資料 2

1 概要

- 児童生徒が、家庭や地域など校外における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保するための制度
- **年5日以内**に限り、保護者等の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とされない
- 対象：全県立中学校、高等学校及び中等教育学校（107校）
実施を希望する市町村の小学校、中学校等（39市町村／全44市町村）

2 体験活動の例

平日ならではの！
水族館や博物館に行こう

興味のある施設に行き、
時間をかけてじっくりと見
学や体験をする



気分は研究者！
レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問を
もったことについて調べ、
レポートを書き、コンテスト
等に応募する



学校体験！
普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の
様子を見学する
大学図書館や周辺の街の
雰囲気も味わう



将来について
お家の人に話してみよう

お家の人と休みを合わせ、
将来についての思いや悩み
などについてじっくりと話
し合う



茨城県のラーケーションについて

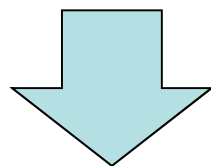
3 茨城県のラーケーションの考え方

学び方

働き方

休み方

の変化



- 学校の外における新たな学びの機会
- 探究的な学びに自ら進んで取り組む機会
- 家族と過ごす時間

の創出

茨城県のラーケーションについて

4 導入までの調整

【県立学校】

○ 県高等学校長協会役員と協議

- ・ 1回目：概要説明
県作成の要項（案）等に対する意見聴取
- ・ 2回目：保護者配布用リーフレット等に対する意見聴取
- ・ 3回目：校長用QA等に対する意見聴取

→ 「高校生の体験的・探究的な学びの機会となつてほしい」との意見

○ 定例教育委員会において導入決定

- ・ 11月：概要説明、協議
- ・ 12月：導入について審議

○ 各学校へ通知 ※要項、生徒・保護者向けパンフレット等を添付

○ 県内の大学や博物館等へ概要説明

茨城県のラーケーションについて

4 導入までの調整

【市町村立学校】

○ 市町村教育委員会教育長協議会において概要説明

○ 市町村へ導入意向調査

→ 指導要録上の扱い、学習保障についての質問

○ 定例教育委員会において導入決定

・ 11月：概要説明、協議 ・ 12月：導入について審議

○ 市町村へ実施意向調査、問い合わせ等通知

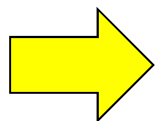
○ 市町村へ実施について通知

※要項、学校・保護者向けパンフレット、保護者宛通知文等を添付

茨城県のラーケーションについて

5 様々な意見

- ・ 土日に休みを取れないので、この制度により子供と過ごす時間を確保できる
- ・ 良い制度であるので多くの児童生徒が使えるものになってほしい
- ・ ポータルサイトを作るなど、より積極的な周知を図るとよいのではないか
- ・ 教育的な効果が出るよう、内容を検討しながら進めていってほしい



学校・生徒・保護者等の意見を参考にしながら
よりよい制度としていく